

静岡県立焼津中央高等学校校則

本校の生活信条に基づいて、ここに校則を定め生徒の生活規範とする。(令和7年4月改訂)

第1条【頭髪・服装】

頭髪・服装等はすべて清楚を旨として、常に品位を保つのにふさわしいものでなければならない。守るべき基準は、別にこれを定める。

第2条【校内生活】

始業は8時20分とし、時差登校に努め遅刻をしない。

- (1) 時差登校：1年生は、8時05分まで、2年生は8時10分まで、3年生は8時15分までの登校に努める。
- (2) 授業時間にかかる遅刻の場合は、登校後直ちに職員室入り口で「入室許可証」に必要事項を記入し、職員室の教頭（不在のときは他の教員）に許可・押印を受ける。その後、授業担当教員に「入室許可証」を提出してから授業を受ける。
- (3) 授業中の入退室は、授業担当教員の許可を受ける。
- (4) 早退する時は、「早退届」をHR担任（不在のときは同じ学年の他の教員）に提出し、押印を受けた後、「早退届」を持って帰宅する。帰宅後、必ず学校に電話連絡する。
- (5) 登校後、放課になるまで、授業や特別の許可を得た場合を除き、校外に出てはならない。
- (6) 17時00分までに下校する。ただし、顧問の監督下にある部活動における最終活動時刻は19時00分とするその後は、速やかに帰宅する。
- (7) 必要以上の金銭は所持しない。学業・部活動に必要なものは持ち込まない。
- (8) 教科書、ノート、衣服、上履き、各種所持品には必ず記名する。所持品を紛失した場合は、HR担任に申し出る。拾得した場合も同様である。
- (9) 学校敷地内での、スマートフォン（携帯電話）使用は禁止する。細則については、別に定める。

第3条【校外生活】

- (1) 青少年健全育成条例で定める青少年入場禁止場所への立ち入りや行動は禁止する。
- (2) 交通安全の心得として守るべき基準は、別にこれを定める。

第4条【 届 】(別紙各種届用紙)

次の場合はHR担任に届け出る。

- (1) 欠席及び遅刻をする場合は、8時05分までに保護者等が学校連絡ツールを利用して連絡する。
親族の葬儀にかかる忌引については以下の通りとする。
(ただし、遠距離で移動に時間がかかる場合はその時間を除く)
 - ① 父母 7日以内
 - ② 兄弟姉妹 5日以内
 - ③ 祖父母、 3日以内
 - ④ 伯叔父母 1日以内（従兄弟・従姉妹・甥姪・曾祖父母）

- (2) 早退及び欠課の場合。
- (3) 欠席が1週間以上にわたる場合。(医師の診断書を添える)
- (4) 伝染病に感染した場合。(医師の診断書を添える)
- (5) 所持品を紛失した場合。
- ※身分証明書を紛失した場合は速やかに「再発行願い」を提出し再発行してもらう。
- (6) 交通事故を起こした場合、交通違反を犯した場合。
- (7) 補導された場合。
- (8) 住所・氏名を変更した場合。
- (9) 海外旅行をする場合。

第5条【 願 】(別紙各願用紙)

次の場合は、所定の用紙に保護者等が署名、捺印し、HR担任を通じて学校長に提出する。

- (1) 各種証明書の交付または再交付を必要とする場合。
- (2) 学割を必要とする場合。
 - ※ただし目的によっては、発行しない場合もある。
- (3) アルバイトをする場合。
 - ①アルバイトは原則禁止である。
 - ②経済的事情等で高校生活を続けるためにやむを得ない場合は、保護者等とHR担任との面談の上「アルバイト許可願」を提出する。生徒課会議で審議し、学校長が許可する。ただし、成績不良の場合は、やむを得ない事情があっても許可できない。
 - ③年末年始の郵便局のアルバイト・選挙事務・神社の巫女については、希望者が成績不良でなければ許可する。
- (4) 各種運転免許を取得する場合。
 - ①普通自動車運転免許取得、及び自動二輪車・原動機付自転車の運転免許取得は原則禁止である。

第6条【 願 】(様式を用いない願等)

次の場合は、予め関係教員に願い出て、学校長の許可を受けなければならない。

- (1) 校内で団体を結成する場合。
- (2) 校内で集会を開く場合。
- (3) 校内で掲示をする場合。
- (4) 校内で出版物を配布する場合。

第7条 生徒による政治活動等について以下のことを守る。

- (1) 学校の教育活動(授業、生徒会活動、部活動等)の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止する。
- (2) 教育活動以外の場における校内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限または禁止する。

- (3) 放課後や休日等に校外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、生徒の判断を尊重しつつ、家庭の理解の下で行う。ただし、違法、暴力的またはそのおそれが高い活動は禁止する。また、生徒の学業や生活、学校の運営に支障が生じるおそれがある場合には実施・参加の可否を指導することがある。

諸 細 則

【頭髪・服装等の規定】

校則第1条により守るべき基準を定める。

基本原則として以下のことを守る。

- ①服装は端正に着用する。
- ②新奇な風潮は追わない。
- ③華美なものは避ける。
- ④衣替えは、5月1日と11月1日を目安とし、個々の体調に合わせる。ただし、式典等に参加する場合には正装とする。
- ⑤異装については、届け出をし、許可を得る。
- ⑥頭髪は、パーマ及びそれに類する一切の加工、染色、脱色は禁止する。清潔感を保つ。

【制服】

～令和6年度以前入学生～

基本的に下記スタイルとするが、令和7年度入学生スタイルを選択することもできる。

〈男子服装様式〉

- ①冬服：白ワイシャツに黒の詰襟学生服上下とする。
- ②夏服：ズボンは黒とし、シャツは令和7年度以降入学生のシャツ規定に準ずる。

〈女子服装様式〉

- ①冬服：黒サージ・ボレロ型の上着、黒サージ・箱ひだのジャンパースカート、白のオーバーブラウス、黒紐ネクタイを着用する。また、スカート丈は膝の中心にかかる長さとする。合服でも良い。
- ②夏服：胸ポケットに校章をプリントした白のオーバーブラウス、黒サージ・箱ひだスカートを着用する。ブラウスについては、令和7年度以降入学生の規定に準じたスタイルでもよいものとする。また、スカート丈は膝の中心にかかる長さとする。合服でも良い。
- ③合服は、冬服の上着を脱いだものとする。

〈防寒具〉

(1) コート・マフラーについて

- ①華美でないものとする。
- ②校舎内での着用は避ける。

(2) その他防寒着について

- ①男子の学生服の下に着用する防寒具は、学生服から出なければ、特に指定はしない。
- ②女子のセーター・ベストの色は、黒で無地とする。ボレロ型の上着の下に着用する。黒紐ネクタイが着用できるもの。カーディガンは不可とする。

③セーター・ベストについて、令和7年度以降入学生の規定に準じたスタイルでもよい。

④女子のタイツについて、校則第1条の下、スカート下のタイツを着用することができる。

〈その他〉

靴、靴下、ベルト等については、校則第1条の下、制服に見合ったものを着用する。(R6 改訂)

【服装運用規定】

(1) 登下校は原則として制服を着用する。

①学校休業日の部活動における登下校は、部活動の服装でもよい。

②平日下校時において、部活動の服装でもよい。(R7 1月改訂)

(2) 原則冬服着用期間(11/1～4/30)において、ボレロ型上着に校章を付ける。それ以外の期間において、合服使用の場合、ジャンパースカートに付ける。(R6 12月改訂)

～令和7年度以降入学生～

〈通常〉

本校指定のジャケットとスラックスまたはスカートを着用する。一切の加工はしてはならない。

スカート丈は膝の中心にかかる長さとする。

ワイシャツ、ブラウスは白の無地を基調とする。(推奨品を設けるが、指定品はない)

本校指定のネクタイまたはリボンを着用する。

〈夏季〉

本校指定のスラックスまたはスカートを着用する。一切の加工はしてはならない。

スカート丈は膝の中心にかかる長さとする。

シャツは白の無地を基調とし、ワイシャツ、ブラウスの他、開襟シャツ、ポロシャツの着用も認める。

(それぞれに推奨品を設けるが、指定品はない)

ポロシャツについては、メーカーのロゴ等、ワンポイントまでは可とする。

シャツの形態に合わせた着こなしをする。

〈防寒具〉

(1) コート・マフラーについて

①華美でないものとする。

②校舎内での着用は避ける。

(2) セーター、ベストについて

①ジャケットの下には、本校指定のセーター又はベストのみ着用することができる。

その際には、ジャケットを脱いだ着こなしをしても構わない。

(3) タイツについて

①校則第1条の下、スカート下のタイツを着用することができる。

〈その他〉

靴、靴下、ベルト等については、校則第1条の下、制服に見合ったものを着用する。

【服装運用規定】

(1) 登下校及び学校生活は、原則として制服を着用する。

①登下校、校内でのジャケット及びセーター、ベスト着用時は、原則としてネクタイ・リボンを着用する。

②学校休業日の部活動における登下校は、部活動の服装でもよい。

③平日下校時は、部活動の服装でもよい。

以下全学年共通

【自転車通学と通学路】

校則第3条2により守るべき注意事項を定める。

(1) 自転車通学について

①自転車マナーを身につけ、交通ルールを厳守する。

②通学自転車には、許可証（ステッカー）を添付する。

③変形ハンドルや改造した自転車は、通学用自転車として認めない。

④片足スタンドは禁止する。

⑤自転車のブレーキ・ライト・チェーンベルトなどは、日頃から整備する。

⑥自転車通学者は、必ず毎年、自転車安全整備士による点検を受け、TS マーク等を貼付しなければならない。

(2) 通学路について

①登校時の学校付近の通学路を下図のように指定する。

②下校時の通学路は特に指定しないが、安全な道路を選ぶ。

(3) 自転車交通違反について

①イエローカードの指導を3回受けた場合には、保護者等同席の上、厳重注意する。

②レッドカードについては、生徒指導の対象とする。

③道路交通法違反により刑事罰を受けた場合、生徒指導の対象とする。

【スマートフォン（携帯電話）使用規定】

校則第2条9により守るべき注意事項を定める。

(1) 学校敷地内での使用を原則として禁止する。敷地内では電源を切り、鞆の中に収納しておく。

①教員の許可を得ての使用は認める。

②学校休業日及び放課後について、屋外に限り連絡ツールとしての使用を認める。下校の際には鞆の中に収納しておく。

(2) 違反した場合は、その場で預かりとし、規定により指導する。

(3) 特にテスト中については、不正行為として厳重な指導を受けることになるので注意する。